

令和7年度
神栖市放課後児童クラブ利用者募集のご案内



神栖市役所 こども家庭課

1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、放課後の居場所を提供し、遊びなどを通じて児童の自主性・社会性を高め、児童の健全な育成を図るためのものです。

◆利用できる児童

保護者が仕事や入院などの理由により昼間家庭にいない児童で、市内の小学校に在籍する児童。
(産休中の場合は、産前産後8週間の期間に限り利用可能です。)

◆開設日時及び開設時間

開設日	開設時間
平日（月曜日～金曜日）	放課後から午後6時30分まで
土曜日	午前8時から午後6時30分まで
小学校の臨時休業日 〔夏休み・冬休み・春休み 学校休業日（創立記念日等）〕	午前7時30分から午後6時30分まで

※日曜・祝日・お盆(8月13日～16日)・年末年始(12月29日～1月3日)は閉所となります。

◆保育料

利用期間		金額
通年の保育料（月額）		3,000円
臨時	学年始休業日（4月1日～5日）	1,000円
	冬季休業日（12月25日～1月7日）	1,000円
	学年末休業日（3月25日～31日）	1,000円
	夏季休業日（7月21日～8月31日）	4,000円

※保育料の日割計算などは行っておりません。

※通年利用のみ口座引き落としとなり、臨時利用は納入通知書での納付となります。

※保護者が正当な理由なく保育料を滞納した場合、児童クラブの利用を停止することがあります。

※登録している期間は、利用がなくても保育料が発生しますのでご注意ください。

(利用しないことが事前に決まっている場合は期日までに利用変更または停止の手続きをしてください。
その場合、保育料は発生しません。)

◆利用変更・停止がある場合

通年利用→利用変更もしくは停止日の一週間前までに手続きをしてください。

臨時利用→長期休業日を利用しない場合、利用開始日の10日前までに手続きをしてください。

◆実施場所

神栖市内の小学校及び児童館内

◆送迎

保護者や子育てサポーターなどによる送迎が必要になります。

2. 一斉募集について

◆申込方法

必要書類をご用意の上、表1の受付場所及び期間にお申し込みをお願いします。また、お申し込みの際に面談を行うため、保護者または家庭状況や子どもの健康状態のわかる方がお越しください。

◆受付場所及び期間等

(表1)

児童クラブ名	募集人数	受付場所及び期間	申し込み問い合わせ先
息栖小児童クラブ	200	11月7日(木)～9日(土) 午前10時～午後6時30分 平泉コミュニティセンター 住所：神栖市平泉2751-2	息栖・深芝小統括支援員 Tel：070-4251-3368
深芝小児童クラブ	150		大野原西・大野原小統括支援員 Tel：070-4251-3369
大野原西小児童クラブ	140		
大野原小児童クラブ	195		
軽野小児童クラブ	125	11月14日(木)～16日(土) 午前10時～午後6時30分 うずもコミュニティセンター 住所：神栖市知手中央7丁目1-6	軽野・横瀬小統括支援員 Tel：070-4251-3370
横瀬小児童クラブ	185		軽野東・柳川小統括支援員 Tel：070-4251-3371
軽野東小児童クラブ	65		
柳川小児童クラブ	70		
太田小児童クラブ	75	11月21日(木)～23日(土) 午前10時～午後6時30分 矢田部ふれあい館 住所：神栖市矢田部6515	太田・須田小統括支援員 Tel：070-4251-3372
須田小児童クラブ	90		植松・やたべ土合小統括支援員 Tel：070-4251-3373
植松小児童クラブ	150		
やたべ土合小児童クラブ	90		波崎西・波崎小統括支援員 Tel：070-4251-3374
波崎西小児童クラブ	70		
波崎小児童クラブ	70		

※原則、指定された小学校区の受付場所でお申し込みをお願いします。(ご都合がつかない場合は別会場での申し込みも可能です。事前にご連絡ください。)

※会場は、各施設の利用状況やお申し込みの混雑状況に合わせ、変更となる場合があります。

※受付場所となる施設へのお問い合わせは不可となります。

※統括支援員の電話対応時間は、平日の午前10時から午後6時30分までとなります。

※期間内のお申し込みが難しい場合は、申し込み問い合わせ先へ事前にご連絡ください。

継続して利用を希望される児童は、現在利用している児童クラブでも受付可能です。
(クラブでの受付期間を過ぎた場合には各会場でお申し込みください。)

受付期間(児童クラブ内)：令和6年10月15日(火)～31日(木)
午後2時～午後6時30分 ※平日のみ

◆必要書類

児童1人につき1部、表2の書類が必要となります。利用申込書等は各児童クラブ・各児童館・こども家庭課・波崎総合支所で配布します。また、神栖市ホームページでダウンロードが可能です。

※受付場所となる施設での配布はありません。

※不備書類がある場合は、受付が不可となり、書類は返却させていただきます。

申込書等のダウンロード・記入例はこちら(神栖市HPにアクセスできます)→



(表2)

書 類	チェック欄
①「神栖市放課後児童クラブ利用申込書」	
②「家庭状況調査票（放課後児童クラブ入会申込用）」	
③「同意書」	
④「神栖市放課後児童クラブ保育料納付確約書兼申出書」	
⑤就労している方：「就労証明書（放課後児童クラブ入会申込用）」※1※2※3 病気・入院などで利用する方：「診断書」※4 産前産後利用する方：「母子手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し」	
⑥「保育できない理由書」（該当の方のみ）※5	

※1 「就労証明書（放課後児童クラブ入会申込用）」は事業主（会社）が記入し、証明するものです。

※2 保護者が事業主本人の場合は、確定申告書の写しまたは開業届の控えの写しを添付してください。

※3 申し込む児童が複数いる場合、二人目以降の就労証明書についてはコピーにて提出可能です。

※4 疾病等の場合、就労証明書に代わり児童クラブ指定の診断書が必要となります。

※5 同敷地内に無職又は放課後の時間帯に就労していない家族の居住がある場合、家族が児童の面倒を見られない理由が必要となります。

書類はインク浸透印（シャチハタ等）、修正液・修正テープ、消せるペン等の使用は不可です。

なお、訂正がある場合には二重線と訂正印にて修正をお願いします。

◆重要事項

1. 現在、児童クラブに入会している方も次年度のお申し込みが必要となります。

※一斉募集期間以降のお申し込みは、入会をお待ちいただく場合があります。（期間内のお申し込みの方を優先します。）

※一斉募集期間以降は、各小学校区の放課後児童クラブ統括支援員にお申し込みください。

2. 利用希望者が多い場合、空きが出るまでお待ちいただくか、高学年の受け入れを見送る場合があります。

※児童の学年、保護者の就労状況等を総合的に判断し優先順位の高い児童から順に入会を決定します。

3. 保育料に未納がある場合、次年度の利用はできません。

4. お申し込み・運営についてのお問い合わせは、3ページ表1「申し込み問い合わせ先」をご参照ください。その他のお問い合わせは、神栖市役所こども家庭課（0299-90-1205）へお問い合わせください。

◆審査結果

2月下旬に利用承認（不承認）通知書等の発送を予定しています。